

令和3年9月29日

記者発表

多様性を認め合い誰もが活躍できる社会の実現

多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会の実現に向け、県の行政サービス・制度における、不利益や不都合な取り扱いを解消します。

■ 夫婦等が対象のサービス・制度

原則、法律婚、事実婚、同性カップルを同様に取扱います。

※法令や国の制度などで認められていないもの等を除く。

※同性カップルについては、婚姻と同様の事情にあることが必要です。

○対象のサービス・制度

サービス・制度	内容	問合せ先
犯罪被害者法律相談	被害者等支援に精通している弁護士による法律相談	県民生活課 073-441-2350
DV被害者相談	パートナーからの暴力に関する相談 【相談窓口】 男女共同参画センター 073-435-5246 子ども・女性・障害者相談センター 073-445-0793	青少年・男女共同参画課 073-441-2510 子ども未来課 073-441-2493
心身障害者扶養共済制度	心身障害者を扶養している保護者が任意で加入する共済制度	障害福祉課 073-441-2641
県営住宅への入居	住宅に困窮する低所得世帯に低廉な家賃で賃貸する制度	建築住宅課 073-441-3210

※ 県職員の休暇、各種手当、その他福利厚生について、法律婚、事実婚、同性カップルも同様に取扱います。

■ 申請書等における性別欄

性別欄のある申請書等について、記入への抵抗感をなくすため、法律等により記載が必要なものを除き、性別欄を廃止、または、自由記述とするなど記載方法を工夫します。(※順次、改正中)

	対象文書	廃止	記載方法工夫 (自由記述等)	継続
件数	223	85	85	53
割合	100.0%	38.1%	38.1%	23.8%

(例) 廃止するもの 就労自立給付金申請書
記載方法工夫 法律相談申込書
継続するもの 難病法に基づく医療費助成申請書

担当者	青少年・男女共同参画課 橋本、石橋
連絡先	073-441-2510